

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 7 年度 第 4 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 7 年 8 月 26 日（火）14 時 28 分～15 時 03 分
開催場所	ピアザ淡海 302 会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 5 人） 労働者代表委員 3 人（定数 5 人） 使用者代表委員 5 人（定数 5 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 佐野洋史 堀田直美 労働者代表委員 相澤三千代 大西省三 平塚雄二 使用者代表委員 池田 健 川口剛史 楠亀博美 福地康博 水野 透 事務局 多和田労働局長 青木労働基準部長 足立賃金室長 田原労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申） ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
議事録	別紙のとおり

○足立室長

定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度 第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員5名で、合計11名のご出席をいただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けましたが、傍聴希望者はいなかったことを報告します。

また、本審議会は、同規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

それでは、以後の議事進行を会長代理にお願いいたします。

○片山会長代理

本日の議題（1）は、8月8日に答申した「滋賀県最低賃金の改正決定」に対する「異議の申出」についてです。

本日は後ほど滋賀労働局長から異議の申出に係る審議を行うための諮問が行われることになっていますが、まず、事務局から、異議申出の状況について、説明をお願いします。

○足立室長

異議申出状況について、ご説明いたします。

お手元の資料No.1からNo.4をご覧ください。

8月8日に改正決定の答申をいただいた滋賀県最低賃金について、同日、最低賃金法第11条第1項に基づき、答申の要旨及び異議申出に関して、8月25日を申出期限とする公示を行いました。

当該公示により、8月22日付けで、滋賀県労働組合総連合、滋賀県医療労働組合連合会、滋賀県自治体労働組合総連合、コープしが労働組合から、それぞれ異議申出書が提出されております。

事務局としては、4件の申出書が、所定の期限である8月25日までに申し出があり、かつ、異議の内容及び理由が記載された書面で提出されているものであることから、正式に受

理いたしました。

最低賃金法第11条第3項では、「異議申出があったときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない」と規定されていますので、本日、本審議会を開催し、審議をお願いすることとなりました。

以上です。

○片山会長代理

それでは、事務局から「異議申出書」の朗読をお願いします。

○田原監督官

2025年8月25日

滋賀労働局長 多和田治彦様

滋賀県労働組合総連合議長衛藤浩司

滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

滋賀地方最低賃金審議会は、8月8日、今年度の滋賀県最低賃金の改定について、現行の1,017円を63円引き上げて1,080円にすると答申しました。滋賀地方最低賃金額を63円引き上げ、1,080円とするとした答申は生活するに届かない低額にとどまっており、大変不服です。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について再審議すべきです。あまりに低い水準であることから、私は最低賃金法12条の規定に基づき、以下の理由を添えて異議を申し立てます。

1. はじめに

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている審議委員と労働局長をはじめ事務局の皆様にご敬意を表します。

物価高騰や経済状況・地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうとは思いますが、

昨年に続き答申文に入れられた4点の要望については、この間私たちが求めていたことと大筋で一致します。ぜひ国はこの内容を受け止め最大限努力してください。

2. あまりに低すぎる水準

しかしながら、この最低賃金額は、労働者、県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額187,704円(1,080円×173.8時間)年額で2252,448円です。月150時間では月額162,000円、年額1,944,000円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」、や「・・・労働条件の改善を図り、も

って、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(最賃法1条)」と定める理念には届いておらず、生きることが脅かされる水準です。8時間労働を守れないことはもとより、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされ、働いても、働いてもなお生活が苦しい状況です。暮らしの選択肢を狭めざるを得ない水準と言えます。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方の苦しさは年より大きくなっています。

3. 審議の公開を

審議会事務局の労働局と審議会は結論を導いた議論過程を全面公開すべきです。

しかし、内容はごく一部にとどまっており、はなはだ不十分です。審議会を傍聴していますが、参加する委員の方々の意見はそこでほとんど話されていません。公的な会議ですから一般の県民にもわかるような運営をしたほうが良いはずです。例えば、冒頭でこれまでの経過を説明し、双方の主張を説明するなど、それぞれが代表としての役割を果たしているかどうか、一般の県民が評価できるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。会議を公開対象にするのは民主的な運営をしていることのアピールになります。部分的な公開や一部しか公開しないことになるとかえって疑いが出ます。

私たち労働組合や弁護士会の意見が審議会に出されており、それらに何らかの形で理解が得られるよう答えるべきですが、審議会からはその努力が見えません。委員一人ひとりから結論へたどり着いた理由を聞きたいと強く願います。少なくとも議事要旨にどの委員がどのように発言したかを記載すべきです。労働者委員・使用者委員はそれぞれ組織を代表した上で、労働局に選ばれ審議に参加されていると考えます。賛否とその理由、重視した根拠、今後の展望を表明されて当然だと考えます。しかし、労働局は採決の場面についてすら報道に撮影するなど制限しています。一体、だれの利益を守っているのか疑問でなりません。守るのであれば最賃近傍で働かざるを得ない労働者の利益を最優先で守ってください。すべての県民、とりわけ最賃近傍で働く労働者が知り得て当然の情報です。言うまでもなく最低賃金額の決定は、労働者の生活や事業運営について大きく影響するものです。結論に至る肝心の審議を公開せず“密室”で決められては、理解のしようがありません。これは私たちが望む大幅引き上げが実現するときでも当然同様です。審議の一層の公開を強く求めますし、密室審議の結果は受け入れがたいと言わざるを得ません。

4. 審議を目くすべき

例年とは違い、議論が今も継続している各府県が多くあります。滋賀でも専門部会や本審を延長して議論すべきではなかったのでしょうか。また、議事録が出ていませんので、当組合からの傍聴者が見た限りですが、採決では労働者委員全員と使用者委員1人が反対に挙手していました。これでは審議会の議論が機能しているとは言えません。審議を引き続き継続すべきです。

5. 終わりに

以上のことから滋賀地方最低賃金額を 63 円引き上げ、1,080 円とするとした答申については生活するに届かない低額にとどまったことについて大変不服です。また、審議の公開の不十分さについても問題があると考えます。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について改めて検討し、展望を示すべきです。せめて次年度につながるよう目安より 1 円から 9 円の積み増しをすすめた 19 道県の県(8 /20 現在、日経新聞による)に続く判断をすべきだと申しあげ、再審議を強く求めます。

○片山会長代理

それでは、異議申出審議の諮問をお願いします。

〔多和田局長から片山会長代理に諮問文書を手交〕

異議申出の審議についての諮問文の朗読をお願いします。

○田原監督官

それでは、諮問文を朗読します。資料No.5をご覧ください。

滋労発基 0826 第 4 号

令和 7 年 8 月 26 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下康代 殿

滋賀労働局長 多和田治彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、滋賀県労働組合総連合、滋賀県医療労働組合連合会、滋賀県自治体労働組合総連合、コープ滋賀労働組合から最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

○片山会長代理

それでは、諮問をいただきましたので、この異議申出について、審議を行いたいと思います。

委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

使用者側は、いかがですか。

○池田委員

今年度の滋賀県最低賃金の改正については、様々な経済指標等を分析したうえで公労使委員が真摯に向き合い生計費の観点を含め、データに基づき慎重かつ丁寧に審議・議論を重ね、使用者側委員としては一部委員は反対でしたが、十分に審議し

尽くしたうえでの答申であり、8月8日の答申どおりに決定することが妥当だと考えております。

○片山会長代理

他にご意見はございませんか。

〔意見なし。〕

それでは、労働者側はいかがでしょう。

○相澤委員

当初、意見陳述のあった最低賃金を1,500円以上に引き上げることや政府の掲げる「2020年代に全国加重平均1,500円の達成に向けて」という点を踏まえて滋賀の経済状況や生計費などの様々なデータに基づき議論したところです。また、地域間格差の是正についても議論し、公労使委員が真摯に慎重かつ十分な審議を行ったと考えています。また、今年の審議におきましては、政府から国の目安金額を超えて1円以上最低賃金を引き上げた場合は、地方や中小・小規模事業者重点支援を講じるという表明がある中で、労働者側としてもそのスタートライン、フィールドに乗せたいという思いで審議に臨みました。8月8日の答申は、それらの審議を経た上での結果で、今回の63円の引上げという結論に至っているため、あらためて審議する必要はないと捉えています。

今回の答申につきましては、労働者側委員としても反対の立場ではありますが、異議申立書に記載された観点も十分に議論を行ったこともありますので、8月8日の答申どおりとすることで問題はないと考えております。

○片山会長代理

公益委員も同じ意見でしょうか。

○公益委員

はい。

○片山会長代理

他に付け加える意見はありませんか。

〔意見なし。〕

それでは全て「答申どおり」との意見ですので、8月8日の答申どおり滋賀労働局長に答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕の声

「異議なし」ということですので、事務局は、「答申文(案)」の配付をお願いします。

○田原監督官

答申文案を朗読いたします。

滋賃審第9号

令和7年8月26日

滋賀労働局長 多和田 治彦 殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下 康代

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年8月26日貴職から、8月8日付け滋賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する滋賀県労働組合総連合、滋賀県医療労働組合連合会、滋賀県自治体労働組合総連合、コープ滋賀労働組合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月8日付け答申どおり決定することが適当である。

○片山会長代理

この「答申文(案)」について、ご意見、ご質問はありませんか。

〔意見なし。〕

ないようでしたら、これをもって、当審議会に報告しますので、(案)を取って、日付に今日の日付を入れてください。

それでは、異議申出に係る審議結果を答申いたします。

〔片山会長代理から多和田局長に答申文書を手交〕

これで、滋賀県最低賃金に係る審議が全て終了しました。
今後の滋賀県最低賃金の事務手続きについて、事務局から説明してください。

○足立室長

本日、異議申出に係る答申をいただきましたので、これから労働局長が滋賀県最低賃金の改正決定の手続きを行います。

改正決定につきましては、最低賃金法第14条第1項及び同法施行規則第9条で「官報に公示すること」が定められておりますので、官報公示の事務手続きを行い、9月5日に官報に公示され、公示の日から30日を経過した日である10月5日が発効日となります。

事務局においては、官報公示日から、滋賀県最低賃金の周知・広報活動を行います。一例として、県内の各市町、商工会・商工会議所、使用者団体等の広報誌、ホームページ等への記事掲載依頼、公共機関及び関係機関等へのポスター掲示依頼を行ってまいります。各委員の皆様方もご協力の程、よろしくお願いします。

○片山会長代理

はい、ありがとうございます。

これで、滋賀県最低賃金に係る審議が、全て終了しましたので、最低賃金審議会令第6条第7項により「今年度の滋賀県最低賃金専門部会」を廃止したいと思います。

滋賀県最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声。〕

それでは、本日をもって「令和7年度 滋賀地方最低賃金審議会 滋賀県最低賃金専門部会」を廃止いたします。

続きまして、議題（2）「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」です。

特別検討小委員会の報告について、当審議会で審議したいと思います。

本件は、先の第3回本審で、滋賀労働局長から6つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をいただきました。

これを受けて、8月19日に開催された特別検討小委員会において特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議され、委員会報告が当審議会に報告されました。

事務局から、「報告書」の朗読をお願いします。

○田原監督官

本日配布の資料No.6をご覧ください。

朗読に際しまして、最低賃金の件名は略称とし、内容は結論のみとし、小委員会委員の名前は省略させていただきます。

滋賀県新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和7年8月8日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県新繊維工業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和7年8月8日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和7年8月8日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和7年8月8日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和7年8月8日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和7年8月8日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

以上です。

○片山会長代理

ただいまの「報告書」のとおり、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属部品製造業」の4つ

の産業については、【改正決定の必要性有り】ということで、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」については、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」として、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

では、事務局は「答申文(案)」を配布してください。

〔答申文(案)の配布〕

それでは、「答申文(案)」を朗読してください。

○田原監督官

先ほど朗読いたしました小委員会報告と同内容となりますので、結論のみ朗読させていただきます。

新繊維工業最低賃金、各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、全会一致に至らず必要性ありとの結論に達しえなかったので、答申する。

窯業・土石製品製造業最低賃金、一般機械器具製造業最低賃金、精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無については、改正決定することを必要との結論に達したので答申する。

以上です。

○片山会長代理

それではこれにより、答申するということによろしいか。

〔異議なし〕

それでは、これをもって、当審議会に報告しますので、(案)を取って、日付に今日の日付を入れてください。

それでは、答申します。

〔片山会長代理から多和田局長に答申文書を手交〕

続きまして、議題(3)「特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)」です。

事務局から説明をお願いします。

○足立室長

ただいま、4つの産業の特定（産業別）最低賃金について、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきましたので、これら4つの産業については、金額審議を行うために改正決定の諮問を行います。

局長から会長代理に諮問文を手交いたします。お手数ですが、前にお進みください。

〔多和田局長から片山会長代理に諮問文書を手交〕

事務局は諮問文の配布、朗読をお願いします。

〔諮問文写しの配布〕

○田原監督官

それでは、諮問文を朗読します。

なお、朗読に際しては、最低賃金の件名は略称とさせていただき、基本番号は割愛させていただきます。

滋労発基 0826 第1号

令和7年8月26日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下 康代 殿

滋賀労働局長 多和田 治彦

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金
- 2 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金
- 3 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金
- 4 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

以上です。

○片山会長代理

ただいま4つの産業の特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る諮問がありました。
今後の事務手続等について、事務局から説明をお願いします。

○足立室長

本日、4つの産業の特定(産業別)最低賃金の改定に係る諮問を行いましたので、今後は、最低賃金法第25条第2項に基づいて、金額に係る調査・審議のための4つの産業の専門部会を設置し、調査審議を行うこととなります。

4つの専門部会の委員の任命手続について、田原から説明いたします。

○田原監督官

各専門部会は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項により公・労・使委員各3名、合計9名で構成することとなります。

公益委員につきましては、労働局長が任命いたします。

労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、同条第4項により準用されます同審議会令第3条により、関係者・関係団体の推薦に基づいて労働局長が任命することとなっております。

労・使委員の推薦の公示につきましては、本日、令和7年8月26日に公示し、締切日は9月11日木曜日となります。

また、併せて、最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める関係者の意見聴取に係る手続についてご説明いたします。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、最低賃金審議会は、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日が本日、令和7年8月26日、提出期日は9月11日木曜日となります。

以上となります。

○片山会長代理

それでは、議題(4)「その他」ですが、何かありませんか。

[なし]

事務局から何かありませんか。

○足立室長

来月 9 月から、4 つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正に係る金額審議が始まります。専門部会の委員になられましたら、ご出席いただきますよう、よろしくお願いします。

○片山会長代理

最後に、局長からご挨拶があるとのことですのでお願いします。

○多和田局長

滋賀県最低賃金改正の意見に対する異議申出について、ご審議いただき、誠にありがとうございました。ご審議の結果、今月 8 日の「答申どおり」との結論をいただきましたので、10 月 5 日の発効に向けて速やかに手続を進めてまいります。

今後は、労働基準監督署、ハローワークを含め労働局全体で最低賃金額の周知とその履行確保を図ってまいります。今年は 63 円という大幅な引き上げ額となることから例年にも増して、改正される最低賃金額の周知が重要と考えております。

また、答申の中で附帯意見としていただきました中小企業・小規模事業者に対する環境整備や各種支援策の拡充、法整備等の国の対応策などにつきましても、適切に推進してまいりたいと思っております。

委員の皆様には、引き続き労働行政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も特定（産業別）最低賃金の金額審議がございしますが、引き続き、ご協力いただきますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

○片山会長代理

ありがとうございました。

以上で、第 4 回滋賀地方最低賃金審議会を終了します。